

2. 高齢者等の雇用の安定等に関する法律

総務省統計局の人口推計（2022年2月1日現在（確定値））によると、日本の総人口に占める65歳以上人口の割合は28.9%であり、およそ**3.5人に1人が65歳以上**の方です。高齢化は今後も進行すると考えられており、社会や経済の活力を維持するためには、高齢者も能力や経験を活かして働ける環境の整備が必要です。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下、「高齢者雇用安定法」という。）では、60歳未満の定年の禁止と、65歳までの雇用確保を義務付けており、「**65歳までの定年引上げ**」、「**定年制の廃止**」、「**65歳までの継続雇用制度の導入**」のいずれかの措置を講ずることを求めています。

これに加え、令和3年4月1日に施行された改正高齢者雇用安定法により、65歳までの雇用確保に加え、70歳までの就業機会を確保するための措置を講ずることが新たに**努力義務**となりました（図表2参照）。



図表2 令和3年4月1日施行 改正高年齢者雇用安定法

①～③のいずれか

高年齢者 雇用確保措置 (義務)	① 65歳までの定年の引上げ
	② 65歳までの継続雇用制度【再雇用制度・勤務延長制度】 の導入(特殊関係事業主(子会社・関連会社等)による ものを含む)
	③ 定年制の廃止



①～⑤のいずれか

高年齢者 就業確保措置 (努力義務)		① 70歳までの定年引上げ
		② 70歳までの継続雇用制度【再雇用制度・勤務延長制度】 の導入(特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるも のを含む)
		③ 定年制の廃止
		④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の 導入
	創業 支援 等 措置 ※	⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の 導入 a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業 b. 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う 社会貢献事業

※雇用以外の措置。創業支援等措置の実施に関する計画を作成し、過半数組合・過半数代表者の同意を得て導入。

出典：「高年齢者雇用安定法改正の概要～70歳までの就業機会の確保のために事業主が講ずべき措置(努力義務)等について～」(厚生労働省、ハローワーク)を加工して作成。

P.80のURL一覧を参照。